

平成四年法律第八十六号  
看護師等の人材確保の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 看護師等の人材確保の促進（第三条—第十三条）

第三章 ナースセンター（第十四条 第十九条）

第一節 都道府県ナースセンター（第二十条—第二十二条）

第二節 中央ナースセンター（第二十三条—第二十六条）

第四章 雜則（第二十三条—第二十六条）

附則 第一章 総則（目的）

この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、看護師等の確保の重要性が著しく増大していることから、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本指針を定めるとともに、看護師等の養成、待遇の改善、資質の向上、就業の促進等を、看護に対する国民の関心と理解を深めることに配慮しつつ、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、技能を有する看護師等を確保し、もって国民の保健医療の向上に資することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「看護師等」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

- 1 この法律において「病院等」とは、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。次項において同じ。）、助産所（同法第二条第一項に規定する助産所をいう。次項において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）、介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院を行なう事業所をいう。次項において同じ。）及び指定訪問看護事業（次に掲げる事業を行なう事業所をいう。）を行なう事業所をいう。
- 2 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行なう事業に限る。）
- 3 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（次に掲げる事業を行なうものに限る。）
- 4 介護保険法第八条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同条第二十三項に規定する複合型サービス（同条第四項に規定する訪問看護又は同条第十五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）
- 5 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護を行なう事業に限る。）
- 6 介護保険法第八条の開設者並びに指定訪問看護事業を行う者をいう。

第二章 看護師等の人材確保の促進（基本指針）

第三条 厚生労働大臣及び文部科学大臣（文部科学大臣にあつては、次項第二号に掲げる事項に限る。）は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針（以下「基本指針」といふ。）を定めなければならない。

- 1 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。  
（1）看護師等の就業の動向に関する事項

二 看護師等の養成に関する事項

三 病院等に勤務する看護師等の待遇の改善（国家公務員及び地方公務員である看護師等に係るもの）を除く。次条第一項及び第五条第一項において同じ。）に関する事項

四 研修等による看護師等の資質の向上に関する事項

五 看護師等の就業の促進に関する事項

六 その他看護師等の確保の促進に関する重要な事項

- 1 基本指針は、看護が国民の保健医療に関し重要な役割を果たしていることから、病院等、看護を受ける者の居宅等看護が提供される場所に、高度な専門知識と技能を有する看護師等を確保し、あわせて当該看護師等が適切な待遇の下で、自信と誇りを持つて心の通う看護を提供することができるよう、看護業務の専門性に配慮した適切な看護業務の在り方を考慮しつつ、高度化しつつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応した均衡ある看護師等の確保対策を適切に講ずることを基本理念として定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣及び文部科学大臣にあつては第二項各号に掲げる事項につき医道審議会の意見を、厚生労働大臣にあつては同項第三号に掲げる事項のうち病院等に勤務する看護師等の雇用管理に関する事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項につき労働政策審議会の意見をそれぞれ聴き、及び都道府県の意見を求めるほか、総務大臣に協議しなければならない。
- 3 厚生労働大臣及び文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の待遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

5 國は、看護師等の待遇の改善に努める病院等の健全な経営が確保されるよう必要な配慮をしなければならない。

6 國は、広報活動、啓発活動等を通じて、看護の重要性に対する国民の関心と理解を深め、看護業務に対する社会的評価の向上を図るとともに、看護に親しむ活動（傷病者等に対しその日常生活において必要な援助を行うこと等を通じて、看護に親しむ活動をいう。以下同じ。）への国民の参加を促進することに努めなければならない。

7 地方公共団体は、看護に対する住民の関心と理解を深めるとともに、看護師等の確保を促進するためには必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 1 病院等の開設者等の責務
- 2 病院等の開設者等は、病院等に勤務する看護師等が適切な待遇の下で、その専門知識と技能を向上させ、かつ、これを看護業務に十分に發揮できるよう、病院等に勤務する看護師等の待遇の改善、新たに業務に従事する看護師等に対する臨床研修その他の研修の実施、看護師等が自ら研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 病院等の開設者等は、看護に親しむ活動への国民の参加を促進するために必要な協力をを行うよう努めなければならない。

第六条 看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に發揮するよう努めなければならない。（看護師等の責務）

- 1 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

第七条 国民は、看護の重要性に対する関心と理解を深め、看護に従事する者への感謝の念を持つよう心がけるとともに、看護に親しむ活動に参加するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

**第八条** 国及び都道府県は、看護師等の確保を図るため必要があると認めるときは、病院等の開設者等に対し、基本指針に定める事項について必要な指導及び助言を行うものとする。

#### 第九条 削除

(公共職業安定所の職業紹介等)

**第十条** 公共職業安定所は、就業を希望する看護師等の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(看護師等就業協力員)

**第十二条** 都道府県は、社会的信望があり、かつ、看護師等の業務について識見を有する者のうちから、看護師等就業協力員を委嘱することができる。

**第十三条** 看護師等就業協力員は、都道府県の看護師等の就業の促進その他看護師等の確保に関する施策及び看護に対する住民の关心と理解の増進に関する施策への協力その他の活動を行う。

(看護師等確保推進者の設置等)

**第十四条** 次の各号のいずれかに該当する病院の開設者は、当該病院に看護師等確保推進者を置かなければならぬ。

2 看護師等の員数が、医療法第二十一条第一項第一号の規定に基づく都道府県の条例の規定による定められた員数を著しく下回る病院として厚生労働省令で定めるもの

一 その他の看護師等の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院として厚生労働省令で定めるもの

2 看護師等確保推進者は、病院の管理者を補佐し、看護師等の配置及び業務の改善に関する計画の策定その他看護師等の確保に関する事項を処理しなければならない。

3 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師その他看護師等の確保に関する知識経験を有する者として政令で定めるものでなければ、看護師等確保推進者となることができない。

4 第一項に規定する病院の開設者は、看護師等確保推進者を置いたときは、その日から三十日以内に、当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に、その看護師等確保推進者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。看護師等確保推進者を変更したときも、同様とする。

5 都道府県知事は、看護師等確保推進者が第二項に規定する職務を怠つた場合であつて、当該看護師等確保推進者に引き続きその職務を行わせることが適切でないと認めるときは、第一項に規定する病院の開設者に対し、その限特例

(国開設する病院についての特例)

**第十五条** 国の開設する病院については、政令で、この章の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

#### 第三章 ナースセンター

##### 第一節 都道府県ナースセンター

(指定等)

**第十六条** 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るために活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター(以下「都道府県センター」という)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者が職業安定法(昭和二十二年法律第四百四十一号)第三十条第一項の許可を受けて看護師等につき無料の職業紹介事業を行う者でないときは、前項の規定による指定をしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

#### 第十五条 都道府県センターは、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査を行うこと。

二 訪問看護(傷病者等に対し、その者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助をいう)その他の看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、看護師等に対して、看護についての知識及び技能に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 第十二条第一項に規定する病院その他の病院等の開設者、管理者、看護師等確保推進者等に對し、看護師等の確保に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

五 看護師等について、無料の職業紹介事業を行うこと。

六 看護師等に対し、その就業の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

七 看護に関する啓発活動を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(公共職業安定所等との連携)

**第十六条** 都道府県センターは、地方公共団体、公共職業安定所その他の関係機関との密接な連携の下に前条第五号及び第六号に掲げる業務を行わなければならない。

(情報の提供の求め)

**第十七条** 都道府県センターは、都道府県その他の官公署に対し、第十五条第六号に掲げる業務を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

(看護師等の届出等)

**第十八条** 看護師等は、病院等を離職した場合その他の厚生労働省令で定める場合には、住所、氏名その他の厚生労働省令で定める事項を、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

2 看護師等は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県センターに届け出るよう努めなければならない。

3 病院等の開設者等その他厚生労働省令で定める者は、前二項の規定による届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

**第十九条** 都道府県センターの役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、第十五条各号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(業務の委託)

**第二十条** 都道府県センターは、第十五条各号(第五号を除く)に掲げる業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事業計画等)

**第二十一条** 都道府県センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

**第十八条** 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、都道府県センターに對し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

**第十九条** 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消さなければならない。

一 第十五条第五号に掲げる業務に係る無料の職業紹介事業につき、職業安定法第三十三条第一項の許可を取り消されたとき。

二 職業安定法第三十三条第三項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間について、同一条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項の規定による更新を受けたときについて、同法第三十三条第四項において準用する同法第三十二条の六第二項に規定する許可の有効期間の更新を受けていないとき。

三 都道府県知事は、都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

五 都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

一 第十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

五 都道府県センターが次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

第六節 中央ナースセンター（指定）

**第二十条** 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もつて保健医療向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。

**第二十一条** 中央センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 都道府県センターの業務に関する啓発活動を行うこと。
- 二 都道府県センターの業務について、連絡調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。
- 三 都道府県センターの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県センターその他に關する者に對し提供すること。
- 四 二以上の都道府県の区域における看護に関する啓発活動を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県センターの健全な発展及び看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと。

（準用）

**第二十二条** 第十四条第三項から第五項まで、第十六条の四、第十七条、第十八条並びに第十九条第二項及び第三項の規定は、中央センターについて準用する。この場合において、これらの規定

中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第十四条第三項中「第一項」とあるのは「第二十条」と、第十六条の四中「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、第十八条中「この節」とあるのは「次節」と、第十九条第一項中「指定を」とあるのは「第二十条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を」と、「第十五条各号」とあるのは「第二十一条各号」と、「この節」とあるのは「次節」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

**第四章 雜則（経過措置）**

**第二十三条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(罰則)

**第二十四条** 第十六条の四（第二十二条において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条第一項の規定に違反して看護師等確保推進者を置かなかつた者

二 第十二条第五項の規定による命令に違反した者

一 第十二条第一項の規定に違反して看護師等確保推進者を置かなかつた者

二 第十二条第五項の規定による命令に違反した者

過料に処する。

#### 附 則（平成四年七月一日法律第八九号）抄

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第二十条** この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとする。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二十一条** この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとする。（その他の経過措置の政令への委任）

**第一条** この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。（諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条规定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手續を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合は、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらそのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。（政令への委任）

**第十五条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成五年一月一九日法律第九〇号）抄**

**第一条** （施行期日）

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

**附 則（平成九年一二月一七日法律第一二四号）抄**

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

**附 則（平成九年一二月一七日法律第一二五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の四の改正規定及び第四十二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）並びに附則第三条、第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**第十四条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成一一年七月七日法律第八五号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限り、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定）公布の日

（国等の事務）

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前に於いて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第二百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日に於いてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対しして報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

**第二百六十二条** 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

**第二百六十三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**第二百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**（検討）**

**第二百五十五条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

**第二百五十六条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定）公布の日

**附 則（平成一二年一二月六日法律第一四一號）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則（平成一三年一二月一二日法律第一五三号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第三十一条** この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の看護婦等の人材確保の促進に関する法律（次項及び第三項において「旧看護婦等の人材確保法」という。）第三条の規定により定められている同条第一項の基本指針は、前条の規定による改正後の看護師等の人材確保の促進に関

する法律（次項において「新看護師等人文材確保法」という。）第三条の規定により定められた同一条第一項の基本指針とみなす。

2 この法律の施行に旧看護婦等人文材確保法第十二条第一項の規定により置かれていた看護婦等確保推進者は、新看護師等人文材確保法第十二条第四項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に発生した事項につき旧看護婦等人文材確保法第十二条第四項の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

（处分、手続等に関する経過措置）この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この法律において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（経過措置の政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（第四十四条）この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十五条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十六条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十七条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十八条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第四十九条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十一条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十二条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十三条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十四条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十五条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十六条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十七条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十八条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第五十九条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第六十条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第六十一条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第六十二条）この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条（老人福祉法）次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八条の十二第一項若しくは「」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附則）（平成二三年六月二二日法律第七四号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（附則）（平成二三年八月三十日法律第一〇五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成二三年六月二十四日法律第七四号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（附則）（平成二三年八月三十日法律第一〇五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則）（平成二三年八月三十日法律第一〇五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（附則）（平成二三年八月三十日法律第一〇五号）抄  
(施行期日)





<sup>1</sup> この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第五百九条の規定  
　　公布の日